



平成 30 年 11 月 6 日

各 位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 一郎
(コード番号:6448 東証・名証 第1部)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL:052-824-2072)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の行使条件の変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり過去に発行した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使条件を変更することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員を対象とした株式報酬型ストックオプション(新株予約権)は、当社グループの長期的な企業価値向上に向けた取り組みと当社株価とのベクトルを一致させるという目的で導入されております。一方で、過去に発行した当社の株式報酬型ストックオプションは、当社の取締役(社外取締役を除く)または執行役員が当社の取締役等を退任した後一定期間が経過することを行使の条件としておりましたが、導入の目的に照らせば、当社だけではなく当社グループ会社に在籍する間は、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の行使を認めず、当社および当社グループ会社のいずれの取締役等の地位をも喪失した後一定期間が経過することを行使の条件とすることが適当であるため、この点に関する行使条件の変更を行います。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- ① 2007 年 3 月発行新株予約権(2007 年 3 月 19 日発行)
- ② 2008 年 3 月発行新株予約権(2008 年 3 月 24 日発行)
- ③ 2009 年 3 月発行新株予約権(2009 年 3 月 23 日発行)
- ④ 2010 年 3 月発行新株予約権(2010 年 3 月 23 日発行)
- ⑤ 2011 年 3 月発行新株予約権(2011 年 3 月 23 日発行)
- ⑥ 2012 年 3 月発行新株予約権(2012 年 3 月 23 日発行)
- ⑦ 2013 年 3 月発行新株予約権(2013 年 3 月 21 日発行)
- ⑧ 2014 年 3 月発行新株予約権(2014 年 3 月 27 日発行)

- ⑨ 2015年3月発行新株予約権(2015年3月18日発行)
- ⑩ 2016年3月発行新株予約権(2016年3月24日発行)
- ⑪ 2017年3月発行新株予約権(2017年3月24日発行)
- ⑫ 2018年3月発行新株予約権(2018年3月26日発行)
- ⑬ 2018年7月発行新株予約権(2018年7月19日発行)

3. 変更の内容

(1) 上記2.記載の①から③までの新株予約権の変更の内容

現行	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社の取締役を退任した日の翌日から1年を経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社および<u>当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日</u>(以下「権利行使開始日」という)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>

(変更箇所は下線部で表示)

(2) 上記2.記載の④から⑫までの新株予約権の変更の内容

現行	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社の取締役、監査役、執行役員および理事の<u>いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日</u>(以下「権利行使日」という)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社および<u>当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日</u>(以下「権利行使開始日」という)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>

(変更箇所は下線部で表示)

(3) 上記2.記載の⑬の新株予約権の変更の内容

現行	変更後
<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日(以下「権利行使開始日」という)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、<u>当社および当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の</u>取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日(以下「権利行使開始日」という)から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(以下略)</p>

(変更箇所は下線部で表示)

4. 変更の効力発生日

当変更の効力発生日は平成 30 年 11 月 6 日(火)とします。

以上